

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	
			幅	
			高さ	
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
※ 保管場所標章番号				
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">警察署長殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) ()</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ()</p>				
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警視庁 警察署長</p>				

[注] この証明書の有効期限は、

使用権原	自己・他人・共有
------	----------

 証明日から「1か月」です。

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 2 1 (1)に該当することにより、所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ	<input type="text"/>	センチメートル
			幅	<input type="text"/>	センチメートル
			高さ	<input type="text"/>	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置 (変更前 _____)					
※ 保管場所標章番号 <input type="text"/>					
上記の事項について届出をします。					
<p>警察署長殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〒 ()</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) ()</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p>					
第 号	使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名	電話 ()
			新規代替	車両番号	前車
				現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては、「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては、「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては、「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考
- 1 別紙として、地図のコピーを添付することができます。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
 - 3 使用の本拠の位置（住所・事業所等）と保管場所の位置との間を線で結び、距離を記入してください。
 - 4 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示するほか、保管場所番号を記載してください。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警 察 署 長 殿

年 月 日

〒 ()

住所 区 町 丁目 番 号
市

氏名 印

電話 () 番

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は、証明申請に、保管場所届出の場合は、届出に○をつけてください。
 - 2 「土地・建物」については、いずれか該当する方（両方に当てはまる場合、両方）に○をつけてください。
 - 3 詳しくは、裏面を参照してください。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

保管場所使用承諾証明書

					警察署長提出用
保管場所の位置	区 町 丁目 番 号 市			駐車場の名称	駐車位置番号
				駐車場	第 号
保管場所の使用者	住所	〒 区 町 丁目 番 号 市		電話 ()	使用者との係 使用契約者
〔自動車の使用の本拠 の位置欄と同じです〕	氏名				1 本店支店
保管場所の契約者	住所	〒 区 町 丁目 番 号 市		電話 ()	2 親 族
	氏名				3 その他 []
使用期間	年 月 日 から の (年 か月間) 年 月 日 まで				
駐 又 車 是 場 管 の 理 所 委 有 託 者 者	<p>上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話 () 番</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

- 備考 1 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入のうえ、捺印してください（空欄又は別紙にお願いします。）。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

委任状

(受任者)
特定行政書士 吉田安之
登録番号 NO. 98087515
事務所 〒184-0001 東京都小金井市関野町2-7-5
電話番号 042-381-1779

上記のものを代理人と定め下記の権限を委任します。

- 1、自動車保管場所証明書交付・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付に係る書類作成、ならびに申請・受領、加除訂正及び再申請に関する一切の権限。
- 2、手数料の支払い
- 3、復代理人選任に関する一切の権限
- 4、その他当該申請手続きに付随する一切の業務

令和 年 月 日

(委任者)
住 所 〒
氏 名
商号 代表者
電話番号

印